

令和5年5月11日（木）13:30～

令和5年度第1回 引佐北部小中学校運営協議会

進行：教頭

- 校長挨拶・授業参観説明
- 授業参観 13:40 ～ 14:10
- 開催要件確認
- 1 委員任命書・学校支援コーディネーター委嘱書交付
- 2 自己紹介
- 3 浜松市学校運営協議会規則確認
- 4 会長の選出（委員の中から互選）・副会長の指名（会長が指名）
- 5 会長挨拶
- 6 議長選出（委員の中から互選）
- 7 前回会議録、令和5年度学校運営協議会自己評価
- 8 協議：議長
 - (1) 令和5年度学校運営の基本方針について 校長
 - (2) 引佐北部小中学校いじめ防止基本方針について 生徒指導
 - (3) 令和5年度の学校運営協議会の計画について 校長
 - (4) 夢育やらまいか推進事業CS加算分について 教頭
- 9 連絡
 - (1) 第2回開催日時：
議長：
 - (2) 委員名札・写真について
 - (3) その他

学校運営協議会 出席者

○委員

五十川 亜純	保護者、学校支援コーディネーター
池田 信子	地域住民
鈴木 知成	保護者
廣瀬 稔也	保護者、学校支援コーディネーター
松田 好道	地域住民
萬立 芳朗	地域住民
山本 培代	地域住民

○学校

小川 誠司	校長
山下 剛功	教頭
神田 大敬	生徒指導主事
田力 里枝	C Sディレクター

浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、市民協働による人づくり及び未来創造への人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の職員に関するものを除く。)について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則(平成2年浜松市教育委員会規則第6号)第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第1号)第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第3号)第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。この場合において、再任は、1回限りとする。

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

（会長及び副会長）

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(様式1)

令和5年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立（ ）学校運営協議会長

＜本年度の目標＞

--

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

--

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

--

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

--

＜評価項目4＞ 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

--

【はままつの教育】「未来創造への人づくり」「市民協働による人づくり」

【3つの重点施策】「キャリア教育」「市民協働（主にコミュニティ・スクール）」「教育の情報化」

【学校教育目標】 心豊かにたくましく生きる児童・生徒の育成

～ふるさとを愛し、ふるさとの自治を担う～

ふるさとは地域、ふるさとは日本、ふるさとは地球である。自分が属する地域社会やコミュニティを起点として、どのような状況であっても、心豊かに人や社会と関わり、たくましく主体的に生き、地域や社会全体に貢献することができる大人となることを目指し、児童生徒を育成する。

【学校の理念】 みんなでつくる「みさと」の学校

【目指す子供像】「引佐地域のよりよい未来とは」の解を見出す子供

高等部

【個性・能力の伸長】
○ふるさと科
「模擬会社きりやま」の経営
起業教育・きりやま研修・きりやま販売活動
○小中一貫卒業式
○EnglishChallenge

中部部

【基礎学力の定着】
○ふるさと科
地域の歴史・文化・産業・人々の思いを学ぶ
ひよんどり・紙漉き・竜宮小僧・大蛇伝説
・7年生きりやま入社
○はばたきの式(6年)
○立志のつどい(7年)

初等部

【学び方の基礎づくり】
○ふるさと科
地域の自然を学ぶ
棚田・渋川茶・川・生き物・自然
○10歳のつどい(4年)
○園児との交流
○小中一貫入学式
○1年生英語コミュニケーション学習開始

国際コミュニケーション科
英語によるコミュニケーション力を育み国際人としての素養を身に付ける

自己を知る	○自分の特性や適性を理解し、理想を追求できる子 ○自分の将来や夢について語ることができる子
他者を知る	○他者と協働することを通して、他者（人・もの・こと）への感謝や信頼の気持ちを表現し、自分の持ち味を生かして行動できる子
地域を知る	○引佐地域のよさや魅力を大切にし、課題に対する自分なりの解決策を提案できる子
自己を知る	○自己のよさを伸ばしたり課題を解決したりするための方法を考え、実践している子
他者を知る	○他者と関わることを通して相手の立場に立って考え、協働できる子 ○他者と関わることを通して相手の立場や考え方を理解し、互いにより点を取り入れて高め合うことができる子
地域を知る	○地域のよさや課題を見つけ、よさを生かした解決方法を考え、伝えることができる子
自己を知る	○基本的な知識技能を身に付けている子 ○自己のよさや課題を見つけられる子
他者を知る	○自分の思いを伝えたり、友達の考えを受け入れたりできる子
地域を知る	○身近な自然や人と関わって、たくさんのよさを見つけることができる子 ○見つけたよさを地域の人に伝えることができる子

ふるさと科
地域に根差し、ふるさとの明るい未来について探究する

9年間の系統性ある学び・中学校教員による小学校教科担任制

小中縦割りグループ活動・ブロック別交流活動・児童生徒の主体的活動

中部部・高等部による「みさと会」運営

9年
8年
7年
6年
5年
4年
3年
2年
1年

発達支援教育の理念を根幹に据えて、主体的に学び続ける教職員集団
個別最適な学び・協働的な学びの構築

保護者の思い・願い

地域の期待

専門的な知見

学校運営協議会

☆地域や保護者、外部人材との連携協力を推進
☆学校・先生応援団として、力強く子供たちの学びと育ちを支える

保護者

地域

外部人材

令和5年度第1回職員会議資料

○ **ウェルビーイング (Well-being)**

…究極的に人々が心身共に幸福な状態。個人と社会が、今も、そして将来にわたって求められるもの。

- ・ 子供たちのウェルビーイング
- ・ 教職員のウェルビーイング

が「家庭や社会のウェルビーイング」につながれば。

○ **学校は「自分たちの社会を自分たちでつくる」ことを学ぶ場である。**

- ・ **主体性を育むために、「指導」から「支援」へ。**

指導しようとするから子供に従わせようとしたり、人権を無視したりする。

支援するという視点に立てば子供を尊重できる。全ての教育活動において「指導」から「支援」への意識を。 ※生徒指導提要の改訂、こども基本法施行

- ・ 「ティーチャー」から「ファシリテーター」へ。
- ・ 全ての子供を発達支援教育の視点から捉える。
- ・ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実。
- ・ 子供に自己決定させる。
- ・ 「自分たちの学校は自分たちでつくる、変えられる。」という体験をさせる。
- ・ 自由の相互承認。人権の尊重。
- ・ 誰一人置き去りにしない。納得解を見出す。
- ・ 常に「何のために行うのか」(目的)と最上位目標を意識する。

○ **全ての子供を全ての教職員で。9年間の成長を共有する。**

- ・ 子供にとっては、より多くの人と関わる。頼れる大人を増やす。
- ・ 教職員は一人で全てを抱えない。教職員一人一人の良さを生かす。

令和5年度 引佐北部小中学校運営協議会 年間予定

第1回 5月11日(木)

- (1) 令和5年度学校運営の基本方針
- (2) 引佐北部小中学校いじめ防止基本方針
- (3) 令和5年度の学校運営協議会の計画
- (4) 夢育やらまいか推進事業CS加算分

※ 6月〇〇日(金) ふるさと科授業参観

第2回 7月 4日(火)

→7月31日(月) 午前 ※校内研修 教職員との協議

※ 10月12日(木) English Challenge Day 参観

※ 10月28日(土) みさとパビリオン参観

第3回 11月16日(木) 13:30～

※期末テスト、中学生午後カット

※5・6校時クラブ(第3回)4～6年生

○ ふるさと科、国際コミュニケーション科について

第4回 1月25日(木) 13:30～

- 学校関係者評価
- 夢育やらまいか推進事業CS加算分報告

第5回 2月22日(木) ※5校時授業参観・学級懇談会・PTA理事会

→2月29日(木) 13:30～ ※5校時ありがとう集会(1～6年生)

- 令和6年度学校運営の基本方針
- 学校運営協議会自己評価

(様式1)

令和5年5月12日

引佐北部小中学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 鈴木 計芳 様

引佐北部小中学校運営協議会
会長

夢育やらまいか事業に対する意見書(案)

令和5年5月11日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

心豊かにたくましく生きる児童・生徒の育成を図るため、地域での体験活動や、初等部・中等部・高等部のブロックごとの活動を充実させるべきである。

- ⇒① 初等部(1―4年)で渋川探検に出かけ、4年生をリーダーとした異年齢集団活動を行ったり、渋川在住の方から話を聞いたりする機会を設ける。
- ② 中等部(5―7年)で東久留女木の観音山少年自然の家において宿泊体験を実施し、東久留女木の自然を感じたり、7年生をリーダーとした異年齢集団活動を行ったりする機会を設ける。

各教科等における地域との連携 教科別

引佐北部小中学校

教科 () 科

学年	時期	単元	内 容
(例)			
1 年			
2 年			
3 年			
4 年			
5 年			
6 年			
7 年			
8 年			
9 年			

各教科等における地域との連携 学年別

引佐北部小中学校

学年 () 年

教科	時期	単元	内 容
(例)			
国語			
算数 数学			
社会 生活			
理科			
音楽			
図工			
美術			
体育 保健体育			
技術			
家庭			
国際コミュニ ケーション			
ふるさと			

[illegible]